

吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】改訂案

1 改訂理由

吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】（令和3年度版）について、社会情勢や環境対策技術の進展・普及状況、「環境まちづくり」の推進に伴う知見の蓄積を踏まえて取組事項の見直し等を行うため、改訂します。

今回の改訂により、削除・新設する項目に係る理由は次のとおりです。

(1) 削除

ア 【9】大阪府条例に基づく流入車規制の遵守

大阪府条例の改正に伴い、流入車に関する規制が撤廃され、根拠条例がなくなったため、削除します。

イ 【58】高効率及び省エネルギー型機器などの採用

現在、省エネに対する事業者の意識は高まっており、LED照明などは標準品として流通し、高効率等の省エネ機器の多くは標準で採用されているため、削除します。

(2) 新設

ア 【64】木材（国産材、大阪府内産材）の利用

本市は、吹田市木材利用基本方針を策定するなど木材利用の推進を図っているため、新設します。

イ 【65】電気自動車用充電設備の設置

カーボンニュートラルの達成に向けて、電気自動車が普及すると共に電気自動車充電設備の必要性が高まっているため、新設します。

2 吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】現行・改訂案対照表

は改訂箇所

現行	改訂案
<p>表紙 令和3年度版</p> <p>4 取組事項 4-1 工事中 【9】大阪府条例に基づく流入車規制の遵守 大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。 <u>(大阪府生活環境の保全等に関する条例)</u></p> <p>【44】残土発生の抑制 建設発生土は<u>現地での埋め戻しに使用する</u>など、残土の発生を抑制します。</p> <p>【50】打ち水 夏期において<u>水道水以外</u>の用水が確保できる場合は、周辺道路などに打ち水を行います。</p> <p>【55】複合的な環境影響の抑制 工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、<u>工事施行者</u>などと</p>	<p>表紙 令和5年度版</p> <p>4 取組事項 4-1 工事中 (削除)</p> <p>【43】残土発生の抑制 建設発生土は<u>発生した建設現場での土地の造成に再利用する</u>など、残土の発生を抑制します。</p> <p>【49】打ち水 夏期において<u>雨水等</u>の用水が確保できる場合は、周辺道路などに打ち水を行います。</p> <p>【54】複合的な環境影響の抑制 工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、<u>工事施工者</u>などと</p>

現行	改訂案
<p>連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。</p> <p>4-2 設備・施設等 地球温暖化対策を行います。</p> <p>吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画に基づき、エネルギーの消費量やCO2の排出量を抑えるため、<u>高効率な省エネルギー機器や低炭素なエネルギーを使う機器を導入するとともに、省エネルギーや省資源にも積極的に取組みます。</u></p> <p><u>【58】高効率及び省エネルギー型機器などの採用</u> ・<u>空調、照明、給湯、換気、昇降機などの設備について、高効率や省エネルギー型の機器を採用します。</u></p> <p><u>【65】環境に配慮した製品の採用</u> ・<u>グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材（国産材、大阪府内産材）などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。</p> <p>4-2 設備・施設等 地球温暖化対策を行います。</p> <p>吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画に基づき、エネルギーの消費量やCO2の排出量を抑えるため、<u>建築物の省エネルギー性能を表示する第三者認証の取得、再生可能エネルギーの活用、エネルギー効率の高いシステムの導入などに積極的に取組みます。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>【63】環境に配慮した製品の採用</u> ・<u>グリーン購入法適合品、エコマーク商品などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。</u></p> <p><u>【64】木材（国産材、大阪府内産材）の利用</u> <u>資源循環や環境保全に配慮し、木材（国産材、大阪府内産材）を積極的に採用します。</u></p>

現行	改訂案
<p>(新設)</p> <p>【79】雨水浸透への配慮 オープンスペース、駐車場などについては雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などの採用を検討します。</p> <p>【94】景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計 景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の<u>類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。</u></p>	<p><u>【65】電気自動車用充電設備の設置</u> <u>電気自動車用の充電設備を設置します。</u></p> <p>【79】雨水浸透への配慮 オープンスペース、駐車場などについては雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などを採用します。</p> <p>【94】景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計 景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の<u>基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行います。</u></p>

3 その他

上記のほか、項番号のずれ等の形式的な変更を行います。

※今回の意見募集の対象ではありません。

4 施行予定日

令和5年（2023年）11月1日